

# 養育費等の取り決めに係る 公正証書等の作成費用を補助します

## ■ 公正証書等作成促進給付金支給事業

父母が離婚すると多くの場合、子どもの生活環境も変わります。離婚による子どもへの負担を最小限にするために、2人で離婚後の子育てについてきちんと考えておくことが重要です。また、養育費や親子交流（面会交流）は、子どもの利益を踏まえた離婚条件として大切な事項になりますので、公正証書等で取り決めをしておきましょう。市では、養育費の取り決めに係る、公正証書等の作成費用を補助します。

**対象者** 申請時、岸和田市内に居住するひとり親であって、次の要件の全てを満たす人

- (1) 養育費の取り決めに係る経費を負担した
  - (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
  - (3) 養育費の取り決めの対象となる**20歳未満の児童**を現に扶養している
  - (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金等を受給していない
- ※債務名義とは養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付公正証書や調停調書、確定判決などの公の文書の事です。

**対象経費** 申請者本人が負担した養育費の取り決めに要する経費 (上限3万円)

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
  - (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、郵便切手代
  - (3) 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に係るものに限り）
- ※(3)のみの申請はできません。  
※令和4年4月1日以降に作成した公正証書等に係る経費が対象となります。

### 必要書類

- (1) 申請者及び養育費の対象となる子の戸籍謄本又は抄本の写し
  - (2) 世帯全員の住民票の写し
  - (3) 申請者が負担した対象経費の領収書等
  - (4) 養育費の取り決めを交わした文書（公正証書・調停調書・判決書等の債務名義化した文書に限ります）
  - (5) 申請者の振込先口座のわかるものの写し
- その他、支給要件の確認の為に、別途書類の提出を求める場合があります。
- ※公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略できます。  
※(3)(4)は原本をご持参ください。原本確認後、コピーの上、ご返却します。

### 申請方法

公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内に、申請してください。

※申請には必ず対象者ご本人がお越しください。（郵送申請は行っていません。）

申請方法や申請の流れについてなど、詳しくは下記へお問い合わせください。事前相談も可能です。

### 【問合先】

子ども家庭応援部子育て支援課 子育て給付担当

☎072-423-9624（直通）